

2025
March

3

No.901

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

● 日本年金機構

- ・従業員が退職したとき
- ・退職後継続再雇用された場合の届出と添付書類

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・退職後の健康保険のご案内
- ・令和7年3月分(4月納付分)からの保険料率

● 佐賀県社会保険協会

- ・社会保険事務講習会のご案内
- ・各種届書・申請書等の提出先
- ・年金相談窓口開設カレンダー等
- ・健康保険・厚生年金保険適用係届書の送付先について(お願い)
- ・広報誌「社会保険さが」発行月変更のお知らせ



■株式会社 戸上電機製作所 本館

会員事業所 information



100周年記念ロゴ



100周年メインビジュアル



株式会社 戸上電機製作所

～ さあ 挑もう つくろう かえていこう ～



当社は、2025年3月12日におかげさまで創立100周年を迎えます。

100年前、初代社長の戸上信文が発明した「配電線用昼夜間自動切替開閉器」を皮切りに戸上電機製作所は出発いたしました。「配電線用昼夜間自動切替開閉器」は、当時は発電総量がまだ少なく、昼間は工業用、夜間は一般家庭に電気を供給するために、毎日朝晩2回手動で送電の切り替えを行っていました。そこで、何とか人の手がかからないようにできないかという思いから商品が生まれました。

以来、戸上電機製作所は、各電力会社や高圧需要家で使用される開閉器などの電力システム機器やシステム全体、また探査・測定機器など、電気エネルギーの安定供給のために必要な機器やシステム構築などの企画開発から製造販売までを、一貫通貫に事業展開し、「スイッチのTOGAMI」と評価いただくようになりました。

今後も皆さまのお役に立つ企業としてさらなる歩みを重ねてまいります。

所在地：佐賀県佐賀市大財北町1-1

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <https://www.syahokyo-saga.or.jp/>

佐賀県社会保険協会

検索



事業主の皆様へ

従業員が退職したとき

従業員が退職したとき、60歳以上の方で退職後に継続して再雇用をしたとき、従業員が死亡したとき、従業員が75歳に到達したとき、障害認定を受け後期高齢者医療の資格を取得したときは、5日以内に被保険者資格喪失届の提出をお願いします。また、健康保険証もしくは資格確認書を交付されている場合は、資格喪失届に添付くださるようお願いします。

様式コード
2201

健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

被保険者資格喪失届
70歳以上被用者不該当届

令和 年 月 日提出

事業所
整理番号

事業所
番号

提出者記入欄
事業所所在地
事業所名称
事業主氏名
電話番号

届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。
〒

社会保険労務士記載欄
氏名等

受付印

在職中に70歳に到達された方の厚生年金保険被保険者資格喪失届は、この用紙ではなく「70歳到達届」を提出してください。

① 被保険者整理番号

② 氏名

③ 生年月日

④ 個人番号
(基礎年金番号)

⑤ 喪失年月日

⑥ 令和 年 月 日

⑦ 備考
該当する項目を○で囲んでください。
1. 二以上事業所勤務者の喪失
2. 退職後の継続再雇用者の喪失
3. その他

資格確認書等回収
添付 枚
返不能 枚

⑧ 喪失(不該当)原因
4. 退職等(令和 年 月 日退職等)
5. 死亡(令和 年 月 日死亡)
6. 75歳到達(健康保険のみ喪失)
7. 75歳到達(健康保険のみ喪失)
8. 障害認定(健康保険のみ喪失)
9. 社会保険協定
10. 70歳以上被用者不該当(退職日または死亡日を記入してください)
11. 70歳不該当
不該当年月日 令和 年 月 日

① 被保険者整理番号

② 氏名

③ 生年月日

④ 個人番号
(基礎年金番号)

⑤ 喪失年月日

⑥ 令和 年 月 日

⑦ 備考
該当する項目を○で囲んでください。
1. 二以上事業所勤務者の喪失
2. 退職後の継続再雇用者の喪失
3. その他

資格確認書等回収
添付 枚
返不能 枚

⑧ 喪失(不該当)原因
4. 退職等(令和 年 月 日退職等)
5. 死亡(令和 年 月 日死亡)
6. 75歳到達(健康保険のみ喪失)
7. 75歳到達(健康保険のみ喪失)
8. 障害認定(健康保険のみ喪失)
9. 社会保険協定
10. 70歳以上被用者不該当(退職日または死亡日を記入してください)
11. 70歳不該当
不該当年月日 令和 年 月 日

⑤「資格喪失年月日」欄について
喪失理由により日付が異なりますので下図をご参照ください。

退職等による資格喪失	退職日の翌日
	転勤の当日
	雇用契約変更の当日(定年後再雇用及び60歳以降の契約更新)
死亡による資格喪失	死亡日の翌日
75歳到達による健康保険の資格喪失	誕生日の当日
障害認定による健康保険の資格喪失	認定日の当日

⑧「70歳不該当」欄について
70歳以上の方で資格喪失理由が退職、死亡である場合は、「☐70歳以上被用者不該当」にチェックを入れてください。
また、「不該当年月日」に退職または死亡した当日の年月日をご記入ください。
※在職中に70歳に到達された方の厚生年金保険被保険者資格喪失届は、この用紙ではなく「70歳到達届」をご提出ください。

2

事業主の皆様へ

退職後継続再雇用された場合の届出と添付書類

60歳以上の被保険者が退職後に1日も空くことなく同じ事業所に再雇用された場合は、「被保険者資格喪失届」と「被保険者資格取得届」を同時に届出することにより、再雇用された月から再雇用後の報酬で標準報酬月額を決定します。

届出される際は、添付書類として「就業規則」、「退職辞令の写し」等の退職したことがわかる書類及び再雇用されたことがわかる「雇用契約書」または「事業主の証明」が必要になります。「事業主の証明」には指定の様式はありませんが、退職した日、再雇用された日が記載されているものがが必要です。

お問い合わせ先

●各年金事務所 厚生年金適用調査課

退職された皆様へ

退職時の厚生年金保険から国民年金への切替と保険料納付(免除制度)について

厚生年金保険に加入していた方(20歳以上60歳未満)が退職(失業)された後は、ご本人が国民年金への加入手続きのうえ、保険料を納めることになります。

また、退職された方の被扶養配偶者におかれましては、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更の手続きを行う必要があります。

保険料を納めることが経済的に困難な方は、失業等のあった月の前月から翌々年6月まで保険料の納付が免除される「免除制度(特例免除)」を申請できます。このお申し込み時は、離職票や雇用保険受給資格者証等の写しの添付が必要となります。

手続き先はお住まいの市町村の国民年金担当窓口、またはお近くの年金事務所の国民年金課となります。基礎年金番号通知書等をご持参のうえ、お手続きをお願いします。

マイナポータルを利用した電子申請でいつでも免除等が申請できます。

(※電子申請にはマイナポータルの利用者登録が必要です)

お問い合わせ先

●各年金事務所 国民年金課

社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。
令和7年3月分保険料の納付期限は**令和7年4月30日(水)**です。

退職後の健康保険のご案内

退職後の健康保険にはどのようなものがありますか？

再就職等でお勤め先の健康保険に加入される場合を除いて、

「国民健康保険」

「協会けんぽの任意継続」

「ご家族の健康保険(被扶養者)」

の3種類があります。

加入先	国民健康保険	協会けんぽの 任意継続	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	ご家族の勤務先
加入条件	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課に お問い合わせください	退職日までに 被保険者期間が継続して 2か月以上 あることが必要です 退職日の翌日から 20日以内 に 手続きが必要です	ご家族が加入している 健康保険の扶養認定条件を 満たす必要があります ※ご家族の勤務先に お問い合わせください
保険料	加入する世帯の人数や、前年 の所得などによって決まります ●離職理由により保険料が軽減 されることがあります ●お住まいの市区町村により 保険料が異なります	退職時の保険料の 2倍 と なります(金額には上限があります) ●退職前に加入されていた協会 けんぽの支部とお住まいの 都道府県支部が異なる場合 等は、2倍の金額にならない 場合もあります ●保険料率の改定により、加入 期間途中で保険料が変更と なる場合もあります	被扶養者の保険料負担は ありません 

高額療養費の多数該当については、協会けんぽの任意継続を選択した場合は通算されます。
「国民健康保険」や「ご家族の健康保険(被扶養者)」を選択した場合は通算されません。

協会けんぽの任意継続に加入したい場合の手続き方法は？

退職日までに継続して**2か月以上**の被保険者期間のある被保険者が、

「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書※」を、

退職日の翌日から**20日以内**(20日目が土・日・祝日の場合は翌営業日まで)に

お住まいの都道府県の協会けんぽ支部までご提出ください(郵送による提出に御協力をお願いします)。

※協会けんぽのホームページからダウンロード、印刷できます



令和7年3月分(4月納付分)からの 保険料率のお知らせです

令和7年3月分(4月納付分)からの保険料率について

佐賀支部の

◆健康保険料率◆

(変更前)

(変更後)

10.42% → **10.78%**

令和7年2月分(3月納付分)まで

令和7年3月分(4月納付分)から

全国一律の

◆介護保険料率◆

(変更前)

(変更後)

1.60% → **1.59%**

令和7年2月分(3月納付分)まで

令和7年3月分(4月納付分)から

- 健康保険料と介護保険料は労使折半となります。
- 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わり、12.37%となります。
- 賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
- 任意継続被保険者の方は、令和7年4月分の保険料率から変更となります。

健診を受けただけで終わらせていませんか？

医療機関への早期受診が必要な方

血 圧

収縮期血圧値

160mmHg以上

拡張期血圧値

100mmHg以上

血 糖

空腹時血糖値

126mg/dL以上

HbA1c

6.5%以上 (NGSP値)

脂質 LDLコレステロール値

180mg/dL以上

LDLコレステロール値に着目した
医療機関への受診案内

LDLコレステロールってなに？

悪玉コレステロールとも呼ばれ、増えすぎると動脈硬化を起こして心筋梗塞や脳梗塞を発症させる危険性があります。



高血圧・高血糖・脂質異常を放置すると？

高血圧

正常血圧と比べて血圧が高くなるほど脳卒中(脳出血、脳梗塞等)の発症リスクが高まります。

高血糖

高血糖の状態を放置すると、目が見えにくくなったり、人工透析が必要になる場合もあります。

脂質異常

LDLコレステロール値が基準値よりも高い人は心筋梗塞等になりやすいことが分かっています。



メルマガのご登録はこちらから！
役立つ情報が満載です！





令和7年度 社会保険事務講習会のご案内

『新規適用事業所・新任担当者のための基礎講座』

新規適用事業所及び社会保険事務担当初心者の方を対象に、社会保険の基礎を
わかりやすく学びます。【初級編】

【講師：社会保険労務士】

地 区	日 時	会 場
唐津会場	令和7年 4月22日(火)	高齢者ふれあい会館りふれ（唐津市ニタ子3-155-4）
鳥栖会場	令和7年 4月23日(水)	サンメッセ鳥栖（鳥栖市本鳥栖町1819）
鹿島会場	令和7年 4月24日(木)	鹿島市生涯学習センターエイブル （鹿島市大字納富分2700-1）
佐賀会場	令和7年 4月25日(金)	アバンセ（佐賀市天神3-2-11）

対 象 者 新規適用事業所および社会保険事務担当初心者の方

テキスト 令和7年度版 社会保険の事務手続

～学びのポイント～

- ・標準報酬月額の設定と改定
- ・保険料と被保険者期間
- ・健康保険の給付



● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀…50名 鳥栖・唐津・鹿島…30名

参 加 費 会員事業所は無料

（但し、非会員事業所及び令和6年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。）

申込方法 ホームページよりお申込み下さい。

佐賀県社会保険協会

検索



お申し込み後、登録されたメールアドレスに受講通知（申込完了）のメールが届きますので、講習会当日、メールの画面を印刷してご持参ください。

なお、定員が上限に達している場合や今年度の会費の入金を確認できない場合は、当協会よりご連絡いたします。

また、メールが届かない場合は、お手数ですが当協会までご連絡をお願いします。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

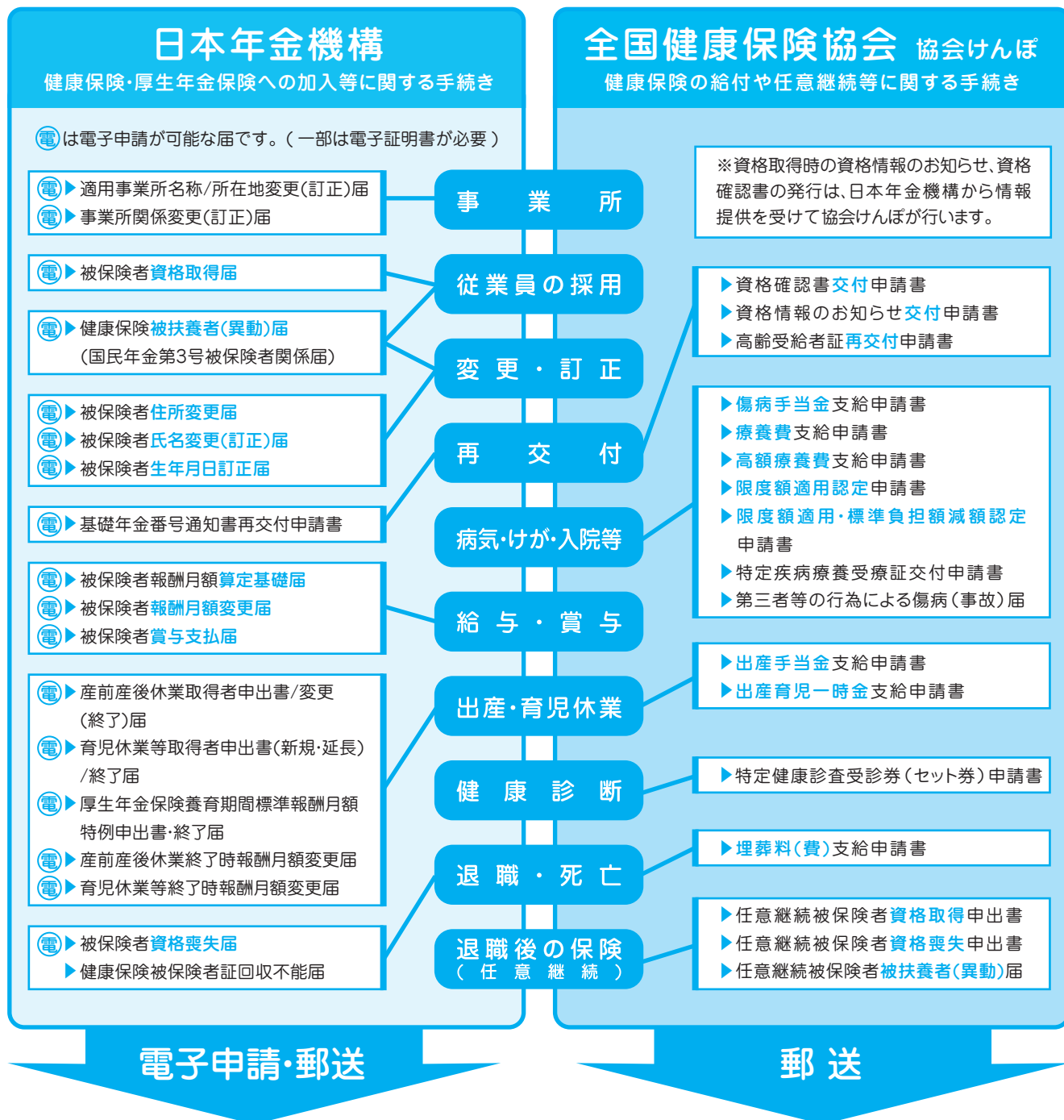
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

事務講習会のお申し込み方法は
ホームページからのみとなりますので
ご注意ください。



各種届書・申請書等の提出先

社会保険関係の主な届書・申請書の提出先をまとめましたのでご活用ください。



日本年金機構 福岡広域事務センター

〒812-8579

福岡市博多区榎田1-2-55 AP 榎田ビル

※住所省略可。宛先と郵便番号のみで届きます。

全国健康保険協会 佐賀支部

〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4

佐賀中央第一生命ビル

TEL 0952-27-0611

ホームページURL

<https://www.nenkin.go.jp>

日本年金機構

検索

各種申請書の
ダウンロードは
こちらから

ホームページURL

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

協会けんぽ

検索

令和7年4月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
		1 鹿島市役所 (予約)	2 多久市役所 (予約)	3	4 伊万里市役所 (予約)	5
6	7 伊万里市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	8 基山町役場 (予約)	9 有田町役場 (予約)	10	11 伊万里市役所 (予約)	12 年金事務所 休日相談日 (予約)
13	14 年金事務所 延長相談 19時まで	15 鹿島市役所 (予約)	16 多久市役所 (予約)	17	18 伊万里市役所 (予約)	19
20	21 年金事務所 延長相談 19時まで	22 基山町役場 (予約)	23	24	25 伊万里市役所 (予約)	26
27	28 年金事務所 延長相談 19時まで	29	30			

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	唐津年金事務所 0955-72-5161
伊万里市役所	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	武雄年金事務所 0954-23-0121
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受けておりますので、希望される日の前日までに申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521 (一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

ご連絡の際は、基礎年金番号か個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

健康保険・厚生年金保険適用関係届書の送付先について(お願い)

日本年金機構では、事務の効率化を図るため、健康保険・厚生年金保険適用関係届書の審査入力処理を福岡広域事務センターにて集約して行っております。

そのため、窓口での受付、郵送での受付を問わず、年金事務所へご提出いただいた届書については、事務センターへ回送することとなり、受付から処理完了までに日数を要してしまいます。

つきましては、健康保険・厚生年金保険適用関係届書を郵送等にてご提出いただく場合は、下記事務センターへ直接送付いただきますようお願いいたします。

住 所

〒812-8579

福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP 榎田ビル

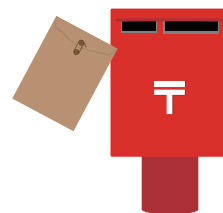
送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター
厚生年金適用グループ

↑コピーして封筒に貼り付け、宛名シールとしてご利用いただけます。

※郵送の際は、切手貼付後、郵便番号と送付先宛名を記入するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく、郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についてのご相談は、年金事務所へお問い合わせください。



広報紙「社会保険さが」発行月変更のお知らせ

当協会の広報誌『社会保険さが』につきましては、これまで毎月発行していましたが、郵便料金の改定や諸経費高騰の状況を受け、令和7年度からは**1月と偶数月の年7回発行に変更**させていただきます。

今後とも、年金・健康保険等に関するタイムリーな情報を適時適切にお届けするよう努めて参りますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

